

下久保ダムにおける公募型堆砂土有効活用試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所が管理する下久保ダムにおいて、ダム管理上支障となる堆砂土の有効活用と、維持管理経費の削減を図るため、堆砂土の利用を希望する者の公募について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 堆 砂 土 : ダム湖内に堆積した土砂または貯水池から搬出し、仮置きした土砂をいう。
- (2) 掘 削 等 : 堆砂土の掘削・積み込み及び運搬（各作業に必要な仮設等一式を含む。）の一連作業をいう。
- (3) 所 長 : 利根川上流総合管理所長をいう。
- (4) 掘 削 等 希 望 者 : 所長が公募する際に明示する場所の掘削等の実施を希望する者をいう。
- (5) 掘 削 等 予 定 者 : 掘削等希望者のうち、所長が公募する際に明示する場所の掘削等を行う者として所長が選定した者をいう。
- (6) 堆砂土引取希望者 : 自ら堆砂土の引取用地を確保し、所長が公募する際に明示する場所で行う掘削等により発生する堆砂土の引取りを希望する者をいう。
- (7) 堆砂土引取予定者 : 堆砂土引取希望者のうち、所長が公募する際に明示する場所で行う掘削等により発生する堆砂土の引取りを行う者として所長が選定した者をいう。

(希望者の資格)

第3条 掘削等希望者又は堆砂土引取希望者（以下「希望者」という。）の資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 群馬県知事若しくは埼玉県知事から砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の登録を受けている者又は登録を受ける見込みがある者であること。
- (2) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当

しないこと。該当する場合は、その事実があった後2年を経過していること。

- (5) 堆砂土利用申込書の提出期限前2年以内に、河川法（昭和39年法律第167号）、砂利採取法、建設業法（昭和24年法律第100号）若しくは採石法（昭和25年法律第291号）に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

(掘削等の場所)

第4条 堆砂土の公募対象となる掘削等の場所は、所長が公募する際に明示する場所とする。

(希望者の公募手続き)

第5条 所長は、希望者を公募しようとするときは、次に掲げる事項をホームページへの掲載その他の適切な方法により周知しなければならない。

- (1) 掘削等の場所（区域、掘削等の範囲等）
- (2) 公募期間
- (3) 掘削等作業期間
- (4) 公募の対象となる堆砂土の概算数量
- (5) 申込み手続き
- (6) 審査及び決定の方法
- (7) 掘削等又は引取りの主要な条件
- (8) その他必要事項

(希望者の申込み)

第6条 希望者は、堆砂土利用申込書又は堆砂土引取申込書、堆砂土利用計画概要書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を所長に提出するものとする。この場合において、申請書等の作成及び提出に要する諸費用は、希望者の負担とする。

(希望者の審査及び予定者の決定)

第7条 所長は、希望者から提出される申請書等に基づき適格審査を行う。この場合において必要があるときは、希望者に申請書等の内容について説明を求めることができる。

- 2 所長は、前項の審査の結果、適格と認められた希望者の中から掘削等予定者又は堆砂土引取予定者（以下「予定者」という。）を決定する。
- 3 所長は、予定者の決定結果を文書で通知する。

(予定者の義務)

第8条 予定者は、前条第3項の通知を受けた後、所長が公募する際に明示する掘削等の期間までに、掘削等に伴い砂利採取法その他の法令の規定に基づき必要となる許認可の申請を行

わなければならない。許認可の申請に要する諸費用は、予定者の負担とする。

2 予定者は、許認可に付された条件を遵守しなければならない。

(予定者の決定の取消し等)

第9条 所長は、予定者として決定した者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、予定者の決定を取り消し、その者に文書でその旨を通知する。

- (1) 申請書等の提出書類の内容に虚偽又は不正があることが明らかになったとき。
- (2) 正当な理由がなく、所長が公募する際に明示する掘削等の期間までに行わなかつたとき。
- (3) 許認可の審査の結果、不許可等とされたとき。

2 前項の規定による取消しに伴い生じた損害は、予定者の負担とする。

3 所長は、第1項の規程により予定者の決定を取り消した場合、第6条の規定により申請書等を提出した希望者（当該取消しを受けた者を除く。）から新たに予定者を決定する。ただし、該当する者がいない場合は、改めて公募を行う場合がある。

(留意事項)

第10条 この要綱の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 予定者は、掘削等の実施又は堆砂土の引取りにおいて、所長が公募する際に明示する条件を遵守しなければならない。
- (4) 国土交通省が定める砂利等の採取に関する規制計画及び特定採取計画で定められた事項を妨げるものではない。

附 則

1 この要綱は、令和7年12月24日から施行する。